

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、製造業務に従事していたが、平成〇年〇月〇日に会社C工場から本社D課（以下「事業場」という。）に異動となり、一般事務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、E診療所に受診し「抑うつ状態、不眠症」と診断された。請求人によると、事業場に異動となって以来、上司からの喫煙強要を始めとしたパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）等により、精神的に追い詰められ、同月には希死念慮を生じ、自殺も図ったという。
- 3 本件は、請求人が精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、F医師作成の同年〇月〇日付け意見書を始めとする各医学的資料を踏まえ、請求人は、平成〇年〇月下旬頃、ICD-10診断ガイドラインにおける「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病した旨述べている。

当審査会としても、請求人の症状の経過及び各医学的見解等に照らすと、専門部会の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会は、その取扱いを妥当と判断することから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷を検討すると、次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 「特別な出来事以外の出来事」について

(ア) 請求人は認定基準別表1の具体的出来事として、「配置転換があった」、「仕事のペース、活動の変化があった」、「仕事内容・仕事量の（大きな）

変化を生じさせる出来事があった」、「勤務形態に変化があった」、「上司が替わった」、「新規事業の担当になった、会社の立て直しの担当になった」、「上司とのトラブルがあった」、「同僚とのトラブルがあった」、「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」、「セクシュアルハラスメントを受けた」、「達成困難なノルマが課された」、「ノルマが達成できなかった」、「会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした」、「会社で起きた事故、事件について、責任を問われた」、「業務に関連し、違法行為を強要された」、「大きな説明会や公式の場での発表を強いられた」、「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」、「同僚等の昇進・昇格があり、昇進で先を越された」等認定基準別表1の具体的出来事に該当する数多の出来事があったとして、これらによる心理的負荷が原因となって本件疾病を発病した旨主張しているので、以下検討する。

(イ) 請求人が主張する上記(ア)の具体的出来事についてみると、請求人は平成〇年〇月〇日に異動となり、同年〇月下旬には発病していることから、わずか3か月に満たない期間に起こったと考えられるものであるところ、請求人の主張する出来事は、いずれも、配置転換に伴って発生したものであると判断することが相当であることから、以下、認定基準別表1の具体的出来事「配置転換があった」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に該当するとみて検討する。

なお、請求人の主張する出来事は多岐に渡っていることから、当該出来事における心理的負荷の総合評価を行うに当たっては、①「職種、職務の変化の程度、配置転換の理由・経過等」、②「業務の困難性、能力・経験と業務内容のギャップ等」、③「その後の業務内容、業務量の程度、職場の人間関係等」の視点から検討することとした。

まず、①配置転換の理由等についてみると、請求人は、会社に入社して以来、一貫して製造業務に従事してきており、事務職に異動となることは、従前、想像していなかったと推認され、請求人にとって戸惑いがあったことは一定程度理解できるものである。次に、②業務の困難性等については、事務職は未経験であったものの、請求人が担当した業務は、補助業務が中心であり、各業務内容についてみても、特段、業務遂行に困難性を伴うものは認められないものである。さらに、③業務量や人間関係についてみる

と、請求人は上司から、「ウザイ。」「馬鹿かお前は。」等の激しい言葉で叱責されたり、喫煙を強要されるなどのパワハラ等を受けた旨を主張しているが、各関係者の申述等を精査する限り、そのような事実は認め難く、むしろ、初歩的なミスを繰り返す請求人に対して、上司は指導する際、今後の業務能力の向上を期待して、注意する理由を付するなどして請求人の理解に努めており、また、同僚も業務内容の説明や指導を親身になって行っている姿勢がうかがえるなど、周囲の者は請求人に配慮していたと推認し得るものである。

以上の事情に鑑みると、当審査会としては、当該出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」とすることが、妥当なものであるものと判断する。

(ウ) なお、仮に請求人が主張する出来事を個別に評価した場合においても、心理的負荷の総合評価は「弱」若しくは出来事そのものが評価の対象とはならないと判断することが相当であり、会社における業務が相対的に有力な要因となって本件疾病を発病させたとは判断できない。

(エ) 請求人によると、請求人には「社会恐怖症」の既往症があったことから、大勢の人が集まるセミナーに参加すること自体が精神的につらい出来事であった旨も併せて主張しているが、対応していることは、会社担当者として、セミナーや会議に出席し、説明を聞くのみであり、請求人の主張を採用することはできない。

(4) 上記のとおり、請求人には、業務による心理的負荷の総合評価が「弱」の出来事は認められるものの、その全体評価は「強」には至らず、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

また、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。